

時

評

治安維持法・レッドパージ犠牲者の 名誉回復と補償の実現を



弁護士
小牧英夫

治 安維持法は、1925年に普通選挙法との抱き合わせで、広範な世論の反対を押し切って制定された。「国体の变革」や「私有財産制度の否認」を目的とする結社、結社への加入、結社の協議・煽動等を処罰するというものであった。1928年の改定では、「国体の变革」を目的とする結社等に対する刑罰に死刑・無期懲役を加えて厳罰化するとともに、新たに結社の「目的遂行の為にする行為」をも処罰対象に加えた。1941年には太平洋戦争突入を目前に、支援結社、準備結社の組織や集団の結成を処罰の対象としたほか、検事に令状なしの勾留等の捜査権限を認め、弁護人の制限、上訴は上告に限定、予防拘禁制度の導入等の大改悪が行われた。

かくして、治安維持法は、思想検事・特高警察・裁判官の恣意的運用の下、「国策」にそぐわない一切の言論や活動を取り締まる無類の弾圧法規とされた。治安維持法違反容疑で逮捕された者は数十万人、警察署で虐殺された者は93人、刑務所等で獄死させられた者は400人余に上っている。

治安維持法による弾圧の特徴

は、多くの「犯罪事実」が拷問による虚偽の自白により捏造されたことである。横浜事件では、旅館における懇親会が「共産党再建準備会」に仕立て上げられた。京大俳句事件で検挙された西東三鬼は、「昇降機しずかに雷の夜を昇る」との句が「国情の不安な時に共産主義が静かに高揚している」という趣旨であるとの自白を強要された。生活図画事件で検挙された菱谷良一は、学生が本を手にして話し合っている絵画が「共産主義の本を読んで語り合っている絵」であると無理矢理認めさせられた。

看過できないのは、これらの弾圧にかかわった思想検事、特高警察官、裁判官らの責任が不問に付されたことである。思想検事の元締めの役割を果たした池田克は戦後最高裁判事に登用され、内務省警保局長を務めた松本学は戦後中央警察学校長に、同じく唐沢俊樹は戦後代議士となり岸内閣の法務大臣に就任した。治安維持法事件で不当な判決を下した裁判官は戦後も裁判官の地位を失うことはなかったのである。

レッドパージでは、1949年の定員法等に基づく行政整理や企業整備に便乗して解雇された者が1万5000人以上、1950年に公然と「赤追放」として解雇された者が1万2000人以上に上った。

田中耕太郎長官の下、共同通信社事件最高裁大法廷決定や中外製薬事件最高裁大法廷決定により、報道機関や重要民間産業におけるレッドパージも連合国

最高司令官の「指示」によるもので当然に従うべきものと判示された。

しかしながら、その後、明神勲北海道教育大学名誉教授らの研究により、GHQはレッドパージを「示唆・督励」したことはあるものの「指示」した事実は認められないことが明らかにされた。

日弁連は大橋豊氏外2名の人権救済申立に対し、レッドパージによる解雇・免職は明白に違法であるとして内閣総理大臣に対し、可及的速やかに名誉回復や補償等の適切な措置を講ずるよう勧告した(2008.10.24)。

また、大橋氏ら3名は国に対し、政府や国会がレッドパージ被害者の名誉回復・損害賠償等の救済措置を講じないことは違法であるとして国家賠償請求訴訟を提起したが、神戸地裁、大阪高裁、最高裁とも敗訴に終わった。神戸地裁判決は、国が救済するか否かは立法裁量の問題であり政治的判断をまっけて解決されるべきであると述べて司法の責任を回避し、上級審もこれに追随した。

来年は、治安維持法が制定されて100年、レッドパージが強行されて75年という節目の年になる。この機会に、反共主義に根差す凶悪非道な人権侵害の歴史を振り返り、犠牲者の名誉回復と補償を実現させ、秘密保護法や共謀罪等による形を変えた戦前回帰を許さない運動を前進させることこそ、法律家の使命ではなかろうか。

(こまき ひでお)